

委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人情報サービス産業協会（以下「本会」という。）定款第38条第2項の規定に基づき、同条第1項の委員会及び委員会の所掌に属する部会並びにこれらに準ずる組織(以下「委員会等」という。)の設置及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 委員会等は、定款第42条第1項に規定する事業計画書(以下「事業計画書」という。)に基づき設置する。

2 前項の規定にかかわらず、事業年度の途中において特別の事由が生じたときは、理事会の承認を得て委員会等を設置することができる。

3 委員会等は、専門事項の調査審議、事業の実施等をさせるため必要があるときは、当該委員会等の下に部会等の作業組織を置くことができる。

(委員長等)

第3条 委員会に、会長の指名する委員長を置く。また、委員長の指名により副委員長を置くことができる。

2 委員長は、原則として副会長又は理事が務める。

3 委員長等の任期は、理事にあっては当該理事任期の満了又は辞任による退任の時までとし、理事以外の者にあっては原則2年とする。

(委員会委員)

第4条 委員会委員は、委員長が推薦した者のうちから会長が委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、会長は、事業の円滑な遂行のため必要があるときは、公募等により会員企業等に所属する者のうちから委員会委員を委嘱することができる。

3 委員長は、必要があるときは当該委員会事業の遂行に係る者をオブザーバとして会議に参加させることができる。

4 委員会委員の任期は、原則1年とし、再任を妨げない。

5 前項の規定は、部会委員の任期に準用する。

(委員会議事)

第5条 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の規定は、部会の議事に準用する。

(部会長)

第6条 部会に、委員長が推薦し会長が委嘱する部会長を置く。

(部会委員)

- 第 7 条 部会委員は、委員長及び部会長が推薦した者のうちから会長が委嘱する。
- 2 会長は、事業の円滑な遂行のため必要があるときは、公募等により会員企業等に所属する者のうちから部会委員を委嘱することができる。
 - 3 部会長は、必要があるときは当該部会事業の遂行に係る者をオブザーバとして会議に参加させることができる。

(準用)

- 第 8 条 第3条から前条までの規定は、委員会又は部会に準ずる組織(第2条第3項の作業組織を除く。)を設置する場合について準用する。ただし、事業計画書に当該組織の構成、運営等について記載がある場合は、この限りでない。

附 則

本規程は、一般社団法人情報サービス産業協会定款の施行の日から適用する。

附 則 (平成27年5月14日改正)

本規程は、平成27年6月12日から適用する。

附 則 (平成29年3月29日改正)

本規程は、平成29年6月12日から適用する。